



防犯機器搭載タクシー (タクパト)の普及について

「タクパト」とは、ドライブレコーダーや通信機能を持たせた車載コンピューターシステムを搭載したタクシーのことで、運転手が事件・事故に遭遇した際に、タブレットの画面をワンタッチするだけで画像や位置情報を県警に通報することができます。

県における犯罪抑止対策の一環として、沖縄・地域安全パトロールによる防犯パトロール(青パト)を実施しています。これからも関係機関と連携し「青パト」と「タクパト」が沖縄県の犯罪防止対策に最大限の効果を挙げるよう努めてまいります。



▲タクパトに掲示されるステッカー



▲ワンタッチで通報可能

件・事故の通報の迅速化が図られることがあります。また「タクパト」全車両のドライブレコーダー画像を一元管理することができるため、県警への事例にもワンタッチで位置情報を通報することができます。走行中に不審者などを発見した際にもワンタッチで画像や位置情報を県警に通報することができます。

走行した「タクパト」のドライブレコーダー画像を迅速に提供し、早期の事件の検査に寄与することができます。沖縄県ハイヤー・タクシー協会の協力のもと、令和4年12月末時点でも内タクシーの約7割がタクパトとして運用しています。

また、沖縄総合事務局では、沖縄県内タクシーの約7割がタクパトとして運用しています。

お問合せ先

総務部 安心・安全対策推進官
☎ 098-866-0066



内航鋼船 1,000円、
海上旅客 1,000円 引き上げ

船員の特定最低賃金が改正されます

令和4年12月15日(木)、沖縄地方交通審議会(会長 上原義信)から沖縄総合事務局長(田中愛智朗)に対して「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。これを受け船員の最低賃金において答申どおりの改正を決定し、令和5年4月上旬に発効する予定です。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・トン数の区分別に国土交通大臣又は地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分(当局長決定)としては「内航鋼船」「海上旅客」の2業種であり、職員(船長や機関長等の役職のある者)、部員(職員以外)それぞれの職種毎に設定されています。改正後の最低賃金額は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、内航鋼船および海上旅客ともに令和5年2月19日(日)から改正発効され、局長等決定の最低賃金は各地方運輸局等において改正が予定されています。

お問合せ先

運輸部 船舶船員課
☎ 098-866-1838

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【発効日:令和5年4月上旬予定】(すべて月額)

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船運航業及び 木船運航業	職員	251,750円 (250,750円)	1,000円 (0.40%)
	若年職員(特定の養成施設課程を修了し勤務期間が短い者)	235,300円 (234,300円)	1,000円 (0.43%)
	部員	193,150円 (192,150円)	1,000円 (0.52%)
	部員(海上経歴3年未満)	183,850円 (182,850円)	1,000円 (0.55%)
沖縄海上旅客運送業	職員	248,350円 (247,350円)	1,000円 (0.4%)
	部員	186,900円 (185,900円)	1,000円 (0.54%)